

平成29年度 雪処理の手引き

みんなで力を合わせて、
冬を快適に過ごしましょう。

市民・事業者・行政の協働で 快適な雪国生活の実現を

少子高齢化や核家族化の進展、さらには個人の生活様式の多様化などにより、家族や地域のつながりが希薄になっている一方で、快適な雪国生活へのニーズが高いことから、雪への取り組みについては今後も強化していく必要があります。しかし、行政だけでの取り組みでは、市民の皆さんが満足できる成果を上げることは難しく、皆さんの協力が必要です。



ルールとマナーを守りましょう

除雪の効率を高め、また、道路交通や除雪作業の安全を確保するため、次のことを守りましょう。

- ①路上駐車は、車道除雪の支障となりますのでやめましょう。
- ②道路除雪後の戸口や歩道の雪は路上に戻さず、道路脇に積み上げておきましょう。
- ③敷地内の雪は、道路に出さずに各自で片付けましょう。
- ④屋根雪の道路への落雪は、交通を遮断するだけでなく、人命にかかわることがありますので、危険な場所については、屋根雪の落下防止の措置を講じたり、雪下ろしをするなど、家主は十分注意しましょう。



消流雪溝の使用方法

▽使用方法

- 凍った投雪口は、お湯で溶かしてから開ける。
- 水の量を確認してから雪を捨て、雪以外のものは投入しないようにする。
- 固くて大きなたまりは、細かく砕いてから捨てる。
- 消流雪溝の内側に凍り付いた雪は、必ずかき落とす。
- 作業終了後は、投雪口をきちんと閉める。

▽注意事項

- 止水板のあるところに雪を捨てると、雪が詰まり、水があふれて消流雪溝が使えなくなりますので、止水板のあるところには絶対に雪を捨てないようにしましょう。
- 歩行者や車両にも気を配り、事故のないように十分注意しましょう。
- 投雪口を開けやすくするためにビニールの袋などを挟むと、歩行者が滑って危険ですのでやめましょう。

雪に関する市からのお願い

●道路除雪後の家の前に残される雪について

朝の除雪は、通勤・通学の混雑する時間帯の前に終わらせるため、短時間で一斉に行いますが、除雪後に玄関や車庫の前などに残った雪については、限られた時間と現在の機械の能力からすると、市で除雪するには大変困難となっています。玄関や車庫の前に寄せられた雪の処理については、市民の皆さんのご協力をお願いします。

●自宅の屋根雪について

自宅の屋根雪を隣の敷地や道路に落とすことは、他人の迷惑になりますのでやめましょう。屋根雪などの除雪については「弘前市生活環境をよくする条例」で規定されており、違反した場合は、指導および勧告の対象となる場合があります。

●用水路・排水路への投雪について

用水路・排水路に投雪すると、水があふれる危険性があります。用水路・排水路への投雪はやめましょう。

■問い合わせ先

道路維持課（茜町2丁目、☎ 32・8555）



市では、市民の皆さんが冬を快適に過ごせるよう毎年除雪体制を見直し、効果的な除雪に努めています。しかし、行政だけでの取り組みでは、市民の皆さんが満足できる成果を上げることは難しく、皆さんの協力が必要です。

保存版 平成29年度 雪処理の手引き

雪について、どのようなことでお困りですか？

車道や歩道の雪で困っている

道路の種類によりお問い合わせください。

- 国道7号…国土交通省弘前国道維持出張所（城東中央5丁目、☎ 28・1315）
- 県道…中南地域県民局地域整備部道路施設課（藏主町、☎ 32・0800）
- 市道や私道など…道路の種類が分からない場合…道路維持課（茜町2丁目、☎ 32・8555）



自宅の雪処理に困っている

- 除雪をお願いしたい…シルバー人材センターに依頼（有料）

▽受付時間 午前8時半～午後5時15分

- 問い合わせ先 シルバー人材センター（南袋町、☎ 36・8828）

※屋根の雪下ろしは行っていません。また、シルバー人材センターの会員が少ない地区など、依頼場所によっては対応できない場合があります。

- 雪置き場の場所を知りたい…市内4カ所に雪置き場があります（下図参照）。

●雪寄せの場所に困っている…公園や緑地も雪寄せに活用できます。ただし、公園施設の破損防止のため、遊具やベンチ付近への雪寄せや大型重機などを使った雪寄せはしないでください。

- 問い合わせ先 公園緑地課（☎ 33・8739）

高齢や障がいなどで 敷地内の雪処理が困難

市では、高齢者や障がい者など、自力で敷地内の除雪作業をすることが困難で、経済的に余裕がない人からの雪処理の要望に迅速に対応するため、地区により担当窓口を定めています。それぞれの問い合わせ先は次のとおりです。

※車道や歩道の除雪については、左記の道路維持課などへお問い合わせください。また、次見開きページに掲載の「社会福祉協議会の除雪支援事業」もご覧ください。

●弘前地区…障がいを持っている人=福祉政策課（市役所1階、☎ 40・7037、40・7112）／高齢者=介護福祉課（市役所1階、☎ 40・7114）

●岩木地区…岩木総合支所民生課（賀田1丁目、☎ 82・1628）

●相馬地区…相馬総合支所民生課（五所字野沢、☎ 84・2113）

そのほかの雪に関する問い合わせ先

- 消流雪溝・流雪溝について…道路維持課（茜町2丁目、☎ 32・8555）

●雪による近隣トラブルに関する相談…市民生活センター（駅前町、ヒロ口3階、☎ 33・5830）

●空き家の雪について…建築指導課（市役所4階、☎ 40・0522）

●命綱・安全帯・ヘルメットの貸し出しについて…市民協働政策課（市役所2階、☎ 35・1664）／消防本部（本町、☎ 32・5101）



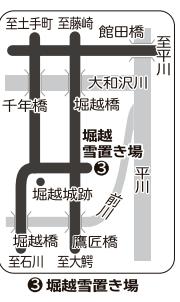
自然環境を守るためにも、ごみなどの異物を持ち込まないよう十分気を付けてください。

市内には4カ所の雪置き場があります

▽搬入期間 12月下旬～2月末日（予定）

▽利用時間 「樋の口町雪置き場」「悪戸雪置き場」は午前9時から午後5時まで、「堀越雪置き場」は午前9時から午後5時半まで、「紙漉沢雪置き場」は午前9時から午後4時まで利用できます。

- 問い合わせ先 道路維持課（茜町2丁目、☎ 32・8555）



●堀越雪置き場

●紙漉沢雪置き場

●岩木川

市や社会福祉協議会などの各種制度や事業

屋根の雪下ろしボランティアを募集

弘前市ボランティアセンターでは、右記の「除雪支援事業」の対象世帯で、緊急性や作業の安全性などの状況を考慮し、屋根の雪下ろしが必要・可能と認められた場合、対象者とボランティアとの日程や人数の調整を行い、可能な範囲で対応します。

そこで、屋根の雪下ろしに協力してくれるボランティアを募集します。個人・団体など、多くの皆さんの申し込みをお待ちしています。

▽募集締め切り 平成 30 年 3 月 31 日
 ■問い合わせ先 弘前市ボランティアセンター（宮園 2 丁目、弘前市社会福祉協議会内、☎ 33-2039）



り災証明の発行

雪害により家屋などが損壊した場合、保険金の請求などに必要な証明書は下記の 3 カ所で発行します。

①弘前地区…防災安全課（市役所 3 階、☎ 40-7100）
 ②岩木地区…岩木総合支所総務課（賀田 1 丁目、☎ 82-3111）
 ③相馬地区…相馬総合支所総務課（五所字野沢、☎ 84-2111）
 ▽必要書類 印鑑、損壊箇所が分かる写真 2 枚程度（家屋などの全体と損壊箇所を写したもの）

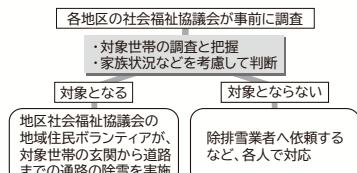
融雪装置設置資金貸付制度

取扱金融機関などから貸し付けを受けて、敷地内に融雪装置を新たに設置する場合、その利子の一部または全部を市が負担します。

■問い合わせ先 スマートシティ推進室（市役所 3 階、☎ 40-7109）

社会福祉協議会の除雪支援事業

弘前市社会福祉協議会では地区社会福祉協議会と連携し、高齢や障がいなどで自ら除雪を行うのが困難な世帯を対象に、地域住民の助け合いによる「除雪支援事業（ボランティア除雪）」を行っています（除雪支援事業の流れは下図を参照）。※対象世帯の玄関から道路までの通路確保の除雪に限ります。



■問い合わせ先

●弘前地区…弘前市社会福祉協議会（宮園 2 丁目、☎ 33-1161）
 ●岩木地区…弘前市社会福祉協議会岩木支部（賀田字大浦、☎ 82-2353）
 ●相馬地区…弘前市社会福祉協議会相馬支部（五所字野沢、☎ 84-3373）



津軽中部広域農道 冬期一部通行止め

津軽中部広域農道（愛称・やまなみロード）の市内十面沢から鰺ヶ沢町までの区間で、雪道の通行の安全確保が困難となるため、12 月 1 日から 3 月 31 日まで通行止めになります。

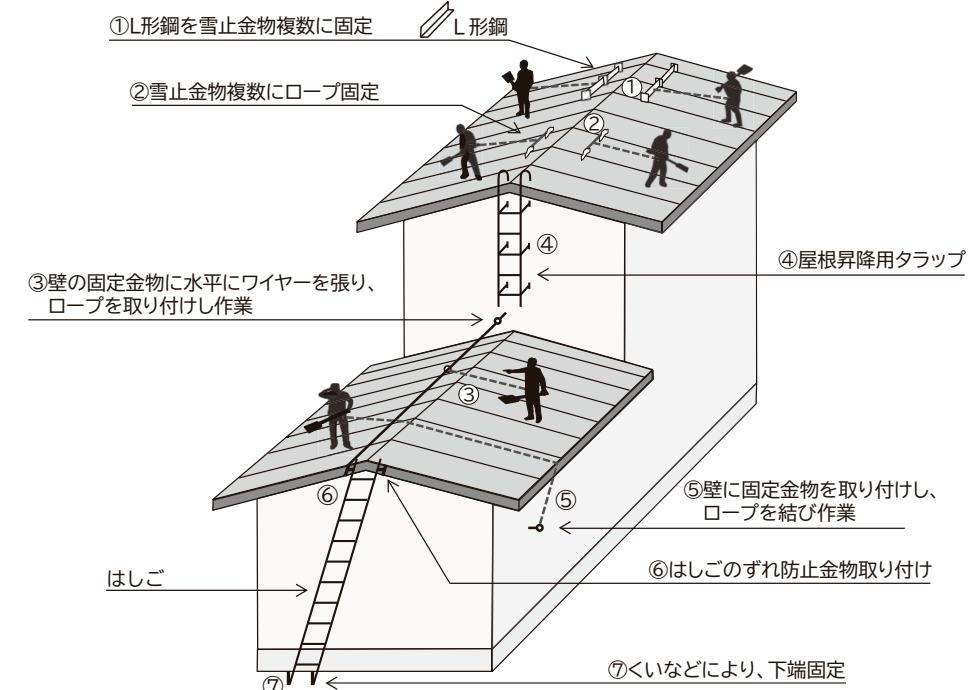
この期間は主要地方道弘前鰺ヶ沢線を利用してください。

■問い合わせ先 農村整備課（☎ 40-7103）



雪下ろし時の転落事故防止のために

屋根の雪下ろし作業には、はしごや屋根から転落する危険を伴いますので、専門の業者に依頼すると安心です。ここでは作業時の命綱やはしごの固定方法の参考例を紹介しますので、雪下ろしをする際にご検討ください。



注意事項

- 参考例は一般的な例であり、適用できない建物もありますので、専門業者に相談してください。
- 屋根や壁への金物取り付け工事には、雨漏り防止や強度などの知識が必要ですので、専門業者に相談してください。
- 雪止め金具を利用する場合は、作業する斜面側に取付けた雪止めに結ぶ必要があります（一般的に反対側から引っ張るのは、耐力的に弱い）。

り付けた雪止めに結ぶ必要があります（一般的に反対側から引っ張るのは、耐力的に弱い）。
 ④命綱の固定金物だけでなく、昇降用のタラップやはしごのずれ防止金物の取り付けも、安全に作業する上で重要です。

■問い合わせ先 建築指導課（市役所 4 階、☎ 40-7053）